

## 第 14 回 緑区中山町住居表示検討委員会 要旨

日 時	平成 30 年 1 月 23 日（火）午後 3 時～午後 4 時
開 催 場 所	中山町自治会館
出 席 委 員	検討委員：相原会長、齋藤副会長、砂金委員、杉本委員、齋藤委員、本多委員、岩間委員、久保寺職員、阿部委員、宮崎委員、奥津委員、永岡委員、小川委員、高木委員、黒野委員、臼井委員、丸山委員、石井（初）委員、石井（雅）委員 事務局：市民局 武課長、緑区 大塚課長 他
欠 席 委 員	古内委員、野末委員、田島委員、中藤委員
開 催 形 態	公開（傍聴人 1 人）
議 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居表示実施案の地元説明会の報告について</li> <li>・横浜市住居表示審議会の報告について</li> <li>・緑区中山町住居表示第一次地区のスケジュールについて</li> <li>・町境変更案に関する説明及び意見交換会の報告について</li> </ul>
決 定 事 項	

議 事	
【事務局】	<p><b>1 住居表示実施案の地元説明会の報告について</b> (資料 1 に沿って説明)</p> <p>1 開催報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年 11 月、緑区中山町全域及び寺山町の一部にお住まいの方に、新町界・新町名案についての説明会を実施しました。</li> <li>・緑公会堂で 6 回開催し、284 名の方に御参加いただきました。積極的に御質問いただいたことで、充実した内容となりました。</li> </ul> <p>2 説明内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居表示制度における住所の表し方の違いについて 現在の住所の表し方から、住居表示を行うことによってどのように変わるのかを説明しました。</li> <li>・中山町で住居表示を行う理由について 宅地化等による町の発展によって、住所が混乱し、分かりにくくなっていることを説明しました。</li> <li>・町区域案を決定した経緯について 町と町との境界は、恒久的で分かりやすい施設や地物で分けたこと、実際に検討委員会の皆様に現地を歩いていただき、決定したことを説明しました。</li> <li>・町名案を決定した経緯について</li> </ul>

「中山〇丁目」「中山北・南〇丁目」の2案を選択肢としてアンケートをしたこと、アンケートの結果を受けて、町名案を「中山〇丁目」に決定したことを説明しました。

・今後のスケジュールについて

第一次地区について、今後の住居表示実施までの予定を説明しました。

・手続について

住所の書換え手続について、主なものを案内しました。

### 3 中山町住居表示実施案についての質疑応答

・地域の皆様からの御質問及び事務局の回答については、「資料1別紙」のとおりです。

**【会長】** 事務局から、説明内容と質疑応答について報告がありましたが、御意見等ありますか。

**【委員】** 住所の書換え手続について、施設に入所している方や、ひとり暮らしで足の悪い方等は、どうしたら良いのですか。

**【事務局】** 施設に入所されている方の場合は、施設の方にお問い合わせしたり、御家族の方に手続をお願いしていただく等、どなたか代理の方を探していただくことになるかと思えます。

**【委員】** 意見6番の、「集合住宅の場合、住居番号表示板はそれぞれの部屋に配られるのか」という質問に、「集合住宅では、一つの建物に対して一枚の住居番号表示板をお配りします」と答えていますが、家主（権利者）が近くにいない場合は、どうするのですか。

**【事務局】** 権利者の所在については、法務局から登記簿を取得して、確認しています。権利者の方が遠方にお住まいの場合、住居番号表示板は郵送しています。

**【委員】** それでは、手元に届くまで多少時間がかかるということですね。

**【事務局】** そのとおりです。住居表示実施前までにお手元に届くよう、事務を進めています。

**【会長】** 御意見ありがとうございます。内容については、地域の方から御質問があった際等に、参考にしていただければと思います。

<p>【事務局】</p>	<p><b>2 横浜市住居表示審議会の報告について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年 1 月 17 日（水）に、住居表示審議会が開催されました。</li> <li>・中山町住居表示検討委員会を代表して、相原会長に御出席いただきました。</li> <li>・住居表示審議会では、第一次地区について、実施時期のタイミングや町名が適切であるかを主体として審議していただき、結果として、中山一丁目から中山四丁目までを設定することについて、御了承いただきました。</li> <li>・審議会の委員の方からは、様々な御質問をいただきました。</li> <li>・「なぜ 2 か年に分けて行うのか」という御質問については、対象となる規模が大きく、手続にあたり、区役所や法務局等での受付が集中する可能性があるといった理由から、2 か年に分けて実施する運びとなったことを説明しました。</li> <li>・「第二次地区についても、町名は『中山五丁目』『中山六丁目』というように設定していくのか」という御質問については、その予定であると回答しました。</li> <li>・「町名に係るアンケートの回答率（24.9%）が低いのではないかと」の御指摘をいただきましたが、過去の住居表示でのアンケートも 3 割程の回答率であることを説明しました。</li> <li>・「今後、町名について意見を聞く機会があるのか」という御質問については、このアンケートが最後であることを回答しました。</li> <li>・結果として、検討委員会の中で十分に話し合われていることを御理解いただき、御了承いただいた次第です。</li> </ul>
<p>【会長】</p>	<p>住居表示審議会では、町名について、特に、「中山〇丁目」とした経緯についての御質問がありました。横浜市では住居表示の実施率が約 7 割とのことで、緑区は市街化調整区域が多いので、西方面は未実施の地区が多い印象を受けます。厳しい御質問もなく、今後についても激励の言葉をいただきました。</p> <p>その他、審議会について御質問等ありますか。</p>
<p>【一同】</p>	<p>特にありません。</p>
<p>【事務局】</p>	<p><b>3 緑区中山町住居表示第一次地区のスケジュールについて</b>  (資料 2 に沿って説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年 1 月から秋頃までの流れについて、今後の予定を説明しました。</li> <li>・資料の星（★）印については、参考に、第二次地区の重要事項を掲載しています。</li> </ul>

【会長】	今年の1月から秋頃までの流れについて、予定ということですが、御不明な点等ありますか。
【一同】	特にありません。
【事務局】	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> <b>4 町境変更案に関する説明及び意見交換会の報告について</b> </div> <p>(資料3に沿って説明)</p> <p>1 開催報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年12月、緑区中山町の一部及び寺山町の一部にお住まいの方に、町境変更案に関する説明及び意見交換会を開催しました。</li> <li>・緑公会堂及びみどり一むで2回開催し、38名の方に御参加いただきました。</li> </ul> <p>2 説明内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)町界変更の理由</li> <li>・(2)町界変更案の方針</li> <li>・(3)町界変更が行われた場合の影響</li> <li>・(4)町界変更が行われなかった場合の影響</li> </ul> <p>住居表示検討委員会において、多岐に渡り御検討いただきました上記4項目を中心に説明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に、「(2)町界変更案の方針」については、横浜市としてはバス通り(中山駅南口のロータリーと中山駅南口入口交差点を結ぶ通り)を町境としたい旨を説明しています。</li> </ul> <p>3 町境変更案についての質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の皆様からの御質問及び事務局の回答については、「資料3別紙」のとおりです。</li> </ul>
【会長】	事務局から、説明内容と質疑応答について報告がありましたが、御意見等ありますか。
【委員】	質問20番の、「法律に記載のある変更請求」について、50名の署名により変更請求が出来るかとありますが、50名とはどのような条件の人が対象となりますか。
【事務局】	選挙権を有する者であり、かつ、第二次地区に住んでいることが条件となります。世帯単位でなく、個人単位で数えます。
【委員】	主に第一次地区を対象とした実施案の説明会では、住居表示の実施可否について住民に意見を伺う機会はないと説明されていますが、第二次地区の町境変更案の説明及び意見交換会では、意見募集で意見を伺い、議論するとあります。

中山町第一次地区の住居表示については、今後、意見を伺う機会はなく、検討委員会で決定していくということですか。

【会長】

第一次地区については、基本的にはその予定です。

【委員】

分かりました。それでは、第二次地区における寺山町と中山町の町境変更案についてですが、中山町側の住民は、資料3別紙の質疑応答を読みますと、概ね賛成であるように読み取れるように見受けられる文面があります。寺山町側で反対されている方との間に、遺恨を残すようなことは避けたいと考えます。

今回、意見募集の資料が配られますが、意見反映について、横浜市では、どの時期にどの程度、検討することを考えていますか。

【事務局】

意見募集の資料は、1月16日から18日までにかけて、寺山町のAエリアと、中山町の星地区におきまして、約500世帯の方（事業所を含む）にお配りしました。

今日で、アンケートをお配りしてから約一週間が経過するといったところです。内容をじっくりと御覧になった上で回答いただく方が多いのかもしれませんが、今のところ、一桁の数の意見しか集まっておりません。

寺山町自治会や中山町自治会、商店街の方におかれましては、2月16日までに、より多くの方から御意見をお寄せいただけるよう、働きかけていただきたいというのが、事務局からのお願いです。

御意見をお寄せいただけない場合、町境案についてあまり関心がないということになってしまいます。

そうなりますと、横浜市が提案しました、中山駅南口のロータリーと中山駅南口入口交差点を結ぶバス通りを町境とする案が残っていくこととなります。

この町境には反対であるという思いは、まずは、この意見募集に寄せていただけたらと思います。

2月16日の締め切りを持ちまして、アンケートを集約しましたら、検討委員会において、アンケートの結果をふまえた町境案について、お示ししていきたいと考えています。

【委員】

資料を読みますと、寺山町で説明会に出席した方は、皆さん反対だと思います。逆に出席されない方は、関心がないか、市が決めてしまうのだろうと投げやりになっている方もおられるのではないのでしょうか。

私も、納得のいくような説明をしていただいた上で、集まった意見を尊重していただき、遺恨を残すことのないよう、より良い方向で進

<p>【会長】</p>	<p>めていただきたいと思います。</p> <p>先ほども事務局からお話がありましたが、意見募集の結果を受けて、今年の5月に、町境案の決定を予定しています。町境案の決定までの期間に、議論を尽くしていけたらと思います。</p> <p>中山町については、より多くの方からの御意見をいただけるよう働きかけていきますので、寺山町及び商店街の皆様におかれましても、御協力をお願いします。</p> <p>その他、御意見等ありますか。</p>
<p>【一同】</p>	<p>特にありません。</p>
<p>【会長】</p>	<p><b>(議題外) 次回の検討委員会について</b></p> <p>次の検討委員会は、町境案についての意見募集の締め切りが2月16日となっておりますので、事務局で意見を集約した後、第15回検討委員会を開催させていただけたらと思いますが、いかがですか。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(賛同の意)</p>
<p>【事務局】</p>	<p>&lt;第15回検討委員会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時：平成30年3月13日(火) 午後3時から</li> <li>・場所：中山町自治会館</li> </ul>
<p>資 料</p>	<p>資料1 住居表示実施案の地元説明会の報告について (別紙 中山町住居表示実施案の地元説明会の質疑応答について)</p> <p>資料2 緑区中山町住居表示第一次地区のスケジュールについて(予定)</p> <p>資料3 町境変更案に関する説明及び意見交換会の報告について (別紙 町境変更案に関する説明及び意見交換会の質疑応答について)</p>